

○小田原市公設地方卸売市場条例施行規則

昭和47年11月15日規則第39号

改正

昭和49年12月18日規則第43号

昭和63年3月15日規則第4号

平成元年4月1日規則第18号

平成元年6月30日規則第29号

平成4年9月1日規則第45号

平成4年12月25日規則第61号

平成5年3月31日規則第7号

平成6年7月29日規則第29号

平成7年3月31日規則第31号

平成9年3月31日規則第21号

平成12年9月29日規則第61号

平成17年4月1日規則第35号

平成17年9月30日規則第59号

平成27年3月31日規則第38号

平成28年3月31日規則第9号

小田原市公設地方卸売市場条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者（第4条の2～第10条の2）

第2節 買受人（第11条～第14条の2）

第3節 附属営業人（第15条～第17条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第18条～第39条）

第3章の2 卸売の業務に関する物品の品質管理（第39条の2）

第4章 市場施設の使用（第40条～第45条）

第5章 雑則（第46条）

附則

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この規則は、小田原市公設地方卸売市場条例（昭和47年小田原市条例第55号。以下「条例」という。）第62条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(取扱品目に係るその他の生鮮食料品等)

**第2条** 条例第3条第1号イ及び第2号イに規定する規則で定める生鮮食料品等は、別表第1のとおりとする。

(開場期日等の変更の通知)

**第3条** 市長は、条例第4条第2項の規定により休業日に開場し、若しくは休業日以外の日に開場しないとき、条例第5条第1項ただし書の規定により開場時間を臨時に変更したとき又は次条ただし書の規定によりせり売又は入札の方法による卸売の販売開始時刻を変更したときは、直ちに、その旨を業務上必要と認める者に通知しなければならない。

(販売開始時刻)

**第4条** 条例第5条第2項に規定する規則で定めるせり売又は入札の方法による卸売の販売開始時刻は、次の各号に掲げる市場の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 青果市場 午前8時

(2) 水産市場 午前5時

## 第2章 市場関係事業者

### 第1節 卸売業者

(卸売業務の許可)

**第4条の2** 条例第6条の2の規定により卸売の業務について市長の許可を受けようとする者は、卸売業務許可申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 定款

(2) 登記事項証明書

(3) 役員の略歴を記載した書類

(4) 株主又は出資者の氏名又は名称及びその持株数又は出資の額を記載した書類

(5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度及び前々年度の事業報告書及び決算書

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請を許可したときは、卸売業務許可証（様式第1号の2）を申請した者に交付するものとする。

3 第1項の許可を受けた者（以下「卸売業者」という。）は、卸売業務許可証を市場内の見やすい場所に掲示しなければならない。

4 卸売業者は、第1項の許可を受けたときは、速やかに、誓約書（様式第1号の3）を市長に提出しなければならない。

（卸売業者の事業の承継）

**第4条の3** 条例第6条の8第1項の規定により事業の譲渡及び譲受けについて市長の認可を受けようとする者は、卸売業者に係る事業譲渡譲受認可申請書（様式第1号の4）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 前条第1項各号に掲げる書類

(2) 当該事業の譲渡及び譲受けに係る契約書の写し

2 卸売業者は、条例第6条の8第2項の規定により法人の合併又は分割について市長の認可を受けようとするときには、法人の合併にあつては卸売業者に係る合併認可申請書（様式第1号の5）、法人の分割にあつては卸売業者に係る分割認可申請書（様式第1号の6）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 前条第1項各号に掲げる書類

(2) 当該法人の合併又は分割に係る契約書の写し

（法人名変更等の届出）

**第4条の4** 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、卸売業者法人名変更等届出書（様式第1号の7）により、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

(1) 卸売の業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。

(2) 名称又は所在地を変更したとき。

(3) 定款、資本金の額又は役員を変更したとき。

(4) 株主又は出資者の氏名若しくは名称又はその持株数若しくは出資の額を変更したとき。

(5) 条例第6条の3第1号から第7号までに該当することとなったとき。

2 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人は、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

(卸売業者の業務の停止処分等の通知)

**第4条の5** 市長は、条例第6条の6第2項の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、業務停止処分通知書(様式第1号の8)により当該処分の相手方に対し通知するものとする。

2 市長は、条例第6条の6第3項の規定により入場の停止を命じたときは、入場停止処分書(様式第1号の9)により当該処分の相手方に対し通知するものとする。

(卸売業務の許可の取消処分等の通知)

**第4条の6** 市長は、条例第6条の7第1項又は第2項の規定により卸売業務の許可を取り消したときは、取消処分通知書(様式第1号の10)により当該処分の相手方に対し通知するものとする。

(卸売業者の事業報告書の提出等)

**第4条の7** 卸売業者は、事業年度経過後90日以内に、卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号)第21条の規定による事業報告書を市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書に係る閲覧の申出があった場合には、貸借対照表及び損益計算書について、次に掲げる正当な理由がある場合を除き、閲覧させなければならない。

(1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がされた場合

(2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がされたと認められる場合

(3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がされた場合

3 前項の閲覧は、事務所内における閲覧、インターネットの利用その他の適切な方法によりさせなければならない。

(保証金の額)

**第5条** 条例第8条第1項に規定する規則で定める保証金の額は、別表第2のとおりとする。

(保証金代用の証券)

**第6条** 条例第8条第2項第5号に規定する規則で定める有価証券は、政府がその債券について保証契約をした債券とする。

(保証金代用の証券の価格)

**第7条** 条例第8条第3項に規定する規則で定める有価証券の価格は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 国債証券、地方債証券又は政府がその債券について保証契約をした債券 その額面金額に相当する額

(2) 日本銀行が発行する出資証券及び特別の法律により法人が発行する債券（前号に掲げる債券を除く。） その額面金額の100分の90に相当する額

2 条例第8条第2項の有価証券が記名式である場合は、売却承諾書及び白紙委任状を添付しなければならない。

(保証金充当の優先順位)

**第8条** 市長は、卸売業者が市場に関する使用料等で小田原市に納入すべき金額の納付を怠ったときは、当該卸売業者が預託した保証金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有する。

2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した保証金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有する。

3 第1項の優先して弁済を受ける権利は、前項の優先して弁済を受ける権利に優先する。

(卸売の代行承認申請等)

**第9条** 卸売業者は、条例第11条の規定により卸売業者の行う卸売の代行について市長の承認を受けようとするときは、卸売代行承認申請書（様式第1号の11）に登記事項証明書又は住民票の写しその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、卸売代行承認書（様式第1号の12）を申請した者に交付するものとする。

(卸売の代行の承認の変更等)

**第9条の2** 卸売業者は、条例第11条の規定により承認を受けた事項の変更等をしたときは、卸売代行承認変更等届出書（様式第1号の13）に、変更事項等を確認する

ことができる書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(せり人の資格要件)

**第9条の3** 条例第12条第1項の規則で定める資格は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者でないこととする。

(せり人の名簿の記載事項等)

**第9条の4** 条例第12条第2項の規則で定める事項は、せり人の住所及びせり人として定めた年月日とする。

2 条例第12条第2項の名簿は、せり人名簿（様式第1号の14）によるものとする。

3 卸売業者は、条例第12条第2項の規定により当該名簿を市長に届け出るときは、次に掲げる書類を添付しなければならないものとする。

(1) せり人の職歴を記載した書類

(2) せり人が前条に規定する資格を有する者であることを誓約する書類（様式第1号の15）

(せり人章の交付等)

**第10条** 市長は、せり人が所属する卸売業者に、せり人章（様式第2号）を交付するものとする。

2 せり人は、卸売の業務に従事するときは、せり人章を着用しなければならない。

3 卸売業者は、その所属するせり人の廃止の届出をしたときは、直ちに、当該せり人に係るせり人章を市長に返還しなければならない。

(備付帳簿)

**第10条の2** 卸売業者は、次の帳簿を備え、必要事項を明確に記載しなければならない。

(1) 総勘定元帳

(2) 現金出納帳

(3) 固定資産台帳

(4) 荷受帳

(5) 売さばき台帳

(6) 荷主口座帳

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める帳簿

## 第2節 買受人

(買受人の承認申請)

**第11条** 条例第13条第1項の規定により卸売業者から卸売を受けることについて市長の承認を受けようとする者は、買受人承認申請書(様式第3号)に登記事項証明書又は住民票の写しその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、買受人承認書(様式第4号)を申請した者に交付するものとする。

(買受人の承認の変更等)

**第11条の2** 買受人は、条例第13条第1項の規定により承認を受けた事項の変更等(卸売を受ける市場の変更を除く。)をしたときは、買受人承認変更等届出書(様式第4号の2)に、変更事項等を確認することができる書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(買受人の入場の停止処分のお知らせ)

**第12条** 市長は、条例第14条の2の規定により入場の停止を命じたときは、入場停止処分通知書により当該処分の相手方に対し通知するものとする。

(買受人の承認の取消処分のお知らせ)

**第12条の2** 市長は、条例第15条の規定により買受人の承認を取り消したときは、取消処分通知書により当該処分の相手方に対し通知するものとする。

(買受人補助者の承認)

**第13条** 市長は、買受人の効率的な取引を確保するため必要があるときは、買受人の申請に基づき、買受人補助者(買受人を補助して卸売業者の行う卸売に参加する者をいう。以下同じ。)を承認することができる。

2 前項の承認を受けようとする者は、買受人補助者承認申請書(様式第5号)に登記事項証明書又は住民票の写しその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。買受人補助者を変更するときも、また同様とする。

3 市長は、前項の申請を承認したときは、買受人補助者承認書(様式第6号)を交付するものとする。

4 第1項の買受人補助者が行う商取引等の行為に関する責任は、申請した買受人がその責めを負うものとする。

(買受人補助者の承認の変更等)

**第13条の2** 買受人は、前条第1項の規定により承認を受けた事項の変更等をしたときは、買受人補助者承認変更等届出書(様式第6号の2)に、変更事項等を確認することができる書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(買受人章の交付等)

**第14条** 市長は、買受人に買受人章(様式第7号)及び買受人補助章(様式第8号)を交付するものとする。

2 買受人又は買受人補助者は、売買に参加するときは、買受人章又は買受人補助章を着用しなければならない。

3 買受人は、その資格を失ったとき又はその買受人補助者を廃止したときは、直ちに、買受人章又は当該買受人補助者に係る買受人補助章を市長に返還しなければならない。

(買受人及び買受人補助者の承認等に係る通知)

**第14条の2** 市長は、買受人及び買受人補助者の承認をしたとき、承認の変更をしたとき又は承認の取消しをしたときは、卸売業者に対し、買受人及び買受人補助者承認等通知書(様式第7号の2)により通知するとともに、市場内の掲示板に掲示するものとする。

### 第3節 付属営業人

(付属営業の許可申請)

**第15条** 条例第17条の規定により付属営業について市長の許可を受けようとする者は、付属営業許可申請書(様式第9号)に登記事項証明書又は住民票の写しその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を許可したときは、付属営業許可書(様式第10号)を申請した者に交付するものとする。

(付属営業の変更等の届出)

**第15条の2** 付属営業人は、条例第19条の規定により届出をするときは、付属営業変更等届出書(様式第10号の2)に、市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。



(付属営業の業務の停止処分等の通知)

**第16条** 市長は、条例第19条の3第2項の規定により業務の全部又は一部の停止を命じたときは、業務停止処分通知書により当該処分の相手方に対し通知するものとする。

2 市長は、条例第19条の3第3項の規定により入場の停止を命じたときは、入場停止処分通知書により当該処分の相手方に対し通知するものとする。

(付属営業の許可の取消処分等の通知)

**第16条の2** 市長は、条例第20条の規定により付属営業の許可を取り消したときは、取消処分通知書により当該処分の相手方に対し通知するものとする。

(保証金の額)

**第17条** 条例第18条第2項に規定する規則で定める付属営業人の保証金の額は、条例第49条第1項に規定する使用料の月額額の5倍に相当する金額とする。

2 前項の保証金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円とする。

3 第7条の規定は、第1項の保証金について準用する。

### 第3章 売買取引及び決済の方法

(取引単位)

**第18条** 売買取引の単位は、重量による。ただし、重量以外の取引単位がある場合は、容器、本数等の慣例によることができる。

(上場順位)

**第19条** 物品の上場順位は、物品の市場到着順位とする。

2 同一品目の受託物品と買付物品とが同時に到着したときは、受託物品を先に上場しなければならない。

(現品又は見本による取引)

**第20条** 売買取引は、原則として現品又は見本をもってしなければならない。

(価格の呼称制限)

**第21条** 売買取引の呼値は、原則として金銭の呼称を用いなければならない。

(指し値その他の条件の明示)

**第22条** 卸売業者は、受託物品に指し値(消費税及び地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。))を除く。以下同じ。)その他の条件がある場合には、

せり売又は入札の方法による卸売の販売開始時刻前に、その旨を当該物品に表示しなければならない。

2 前項の表示をしないときは、卸売業者は、指し値その他の条件をもって買受人に対抗することができない。

3 第1項の受託物品で相当期間内に卸売をすることができないときは、その旨を委託者に通知し、その指図を受けなければならない。

(せり売の方法)

**第23条** せり売は、せり人がせり売をしようとする取扱物品の品種、産地、数量その他必要な事項を呼び上げ、又は表示した後、上場順位ごとに行わなければならない。

2 せり落しは、せり人が最高申込価格（消費税等相当額を除く。以下この項において同じ。）を3回呼び上げたときに決定し、その申込者をせり落とし人とする。ただし、せり売をしようとする物品に指し値がある場合において、最高申込価格がその額に達しないときは、この限りでない。

3 前項の呼び上げ回数は、状況に応じて減ずることができる。

4 せり人は、せり落とし人が決定したときは、直ちに、その価格（消費税等相当額を除く。）、数量及び買受人番号を呼び上げなければならない。

(入札の方法)

**第24条** 入札は、販売担当者が入札する取扱物品の品種、産地、数量その他必要な事項を表示し、又は呼び上げた後、入札参加者に対し、一定の入札書に氏名、入札金額（消費税等相当額を除く。以下この条及び次条において同じ。）その他必要な事項を記載させて行わなければならない。

2 開札は、入札終了後、直ちに行わなければならない。

3 入札参加者のうち最高価格（消費税等相当額を除く。以下この項において同じ。）に入札した者を落札者とする。ただし、入札をしようとする物品に指し値がある場合において、最高価格がその額に達しないときは、この限りでない。

4 前条第4項の規定は、入札の場合に準用する。

(入札の無効)

**第25条** 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札者の氏名が確認できないもの
- (2) 入札金額その他必要な事項が不明なもの

(3) 提出された入札書が2通以上のもの

(4) 入札に際して不正行為があったもの

2 前項の入札無効は、販売担当者がその理由を示し、無効である旨を告知しなければならない。

(せり売又は入札に対する異議申立て)

**第26条** せり売又は入札に参加した者は、そのせり落とし又は落札について異議があるときは、直ちに、市長の指定する職員にその旨を申し立てるものとする。

2 前項の指定する職員は、同項の申立てについて正当な理由があると認めるときは、せり直し又は再入札を命ずることができる。

**第27条及び第28条** 削除

(販売開始時刻前の卸売の禁止)

**第29条** 卸売業者は、販売開始時刻前にせり売又は入札の方法による卸売をしてはならない。ただし、条例第23条第2項第5号若しくは第6号又は条例第26条第2号の規定による場合は、この限りでない。

(物品の市場外卸売場所の指定等)

**第30条** 条例第24条第1項第1号の申出をしようとする卸売業者は、市場外卸売(保管)場所指定申出書(様式第12号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 指定を必要とする場所の位置を記入した図面

(2) 指定を必要とする場所の施設の種類及び規模を記載した書面

2 条例第24条第1項第2号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、市場外卸売(保管)場所承認申請書(様式第13号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 承認を受けようとする場所の位置を記入した図面

(2) 承認を受けようとする場所の施設の種類及び規模を記載した書面

(3) 卸売業者と買受人との間においてあらかじめ締結した契約に係る契約書の写し

3 条例第24条第1項第3号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、電子情報処理組織等を使用する卸売承認申請書(様式第13号の2)を市長に提出しなければならない。

4 条例第24条第1項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 当該申請に係る物品が次に掲げるものに限定されていること。

ア 別表第3に掲げる物品

イ 一定の規格を有するため現物を見なくても適正に取引することが可能な物品（アに掲げるものを除く。）であって、市長が当該市場に対する供給事情が比較的安定しているものと認めるもの

(2) 当該申請に係る取引において、物品の引渡年月日、商品名、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量、等階級、荷姿、量目その他の公正な価格形成を確保するために必要な事項が提供されることになること。

(3) 当該申請に係る取引において、当該市場の買受人が当該取引に参加する機会が与えられること。

(4) 当該申請に係る取引において、物品の引渡方法が定められることになること。

(5) 市長による当該取引の内容の閲覧が可能なものであること。

（異状物品確認の方法等）

**第31条** 条例第30条第1項の規定による異状物品の確認は、申出人立会いの上、行うものとする。

2 市長は、条例第30条第1項の規定による異状物品の確認を終了したときは、受託品検査証（様式第14号）を申出人に交付するものとする。

（引取りのない買受物品その他に関する届出）

**第32条** 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 条例第31条第2項の規定により卸売業者がその物品を保管し、又は他の者に卸売をしたとき。

(2) 買受人がその買受代金又は条例第31条第2項の規定による保管の費用若しくは同条第3項の規定による差額の支払を怠ったとき。

（卸売予定数量等の報告）

**第33条** 条例第34条第1項の規定による卸売の予定数量の報告は、卸売予定数量報告書（様式第15号）により行わなければならない。

2 条例第34条第2項の規定による卸売をした物品の数量及びその価格の報告は、売上高日計表（様式第17号）及び主要品目販売価格報告書（様式第18号）により行わなければならない。

3 条例第34条第3項の規定による前月中に卸売をした物品の数量及び金額の報告は、売上高月計表（様式第19号）により行わなければならない。

（委託手数料の率）

**第34条** 条例第37条第1項に規定する規則で定める委託手数料の率は、次の各号に掲げる市場の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 青果市場

ア 野菜及びその加工品 100分の8.5

イ 果実及びその加工品 100分の7.0

ウ 別表第1で定める生鮮食料品等 100分の8.5以内で市長が別に定める。

(2) 水産市場

ア 地元漁業者の委託によるもの 100分の3.8

イ 地元外漁船の委託によるもの 100分の4.5

ウ 上記以外のもの 100分の6.0以内で卸売業者が定めて市長に届け出た率

2 条例第37条第2項の規定により、その月の委託手数料の受領額を市長に報告しようとする者は、委託手数料受領額報告書（様式第19号の2）を提出しなければならない。

（前渡し金等の支出承認申請）

**第35条** 卸売業者は、条例第38条第1項の規定により売買仕切金の前渡し又は資金の貸付けについて市長の承認を受けようとするときは、売買仕切金前渡し等承認申請書（様式第20号）を市長に提出しなければならない。

（出荷奨励金の交付承認申請）

**第36条** 卸売業者は、条例第39条第1項の規定により出荷奨励金の交付について市長の承認を受けようとするときは、出荷奨励金交付承認申請書（様式第21号）を市長に提出しなければならない。

**第37条** 削除

（卸売代金を変更できる正当な理由）

**第38条** 条例第41条ただし書の規定により卸売代金の変更について市長の指定する職員が正当な理由があると確認する場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 見本と内容が著しく相違しているとき。

- (2) 委託者が故意又は過失により粗悪品を混入し、選別不十分と認められるとき。
- (3) 表示された量目と内容量が著しく相違しているとき。

(完納奨励金の交付承認申請)

**第39条** 卸売業者は、条例第42条第1項の規定により完納奨励金の交付について市長の承認を受けようとするときは、完納奨励金交付承認申請書（様式第23号）を市長に提出しなければならない。

### 第3章の2 卸売の業務に関する物品の品質管理

**第39条の2** 卸売業者は、条例第42条の3第1項の規定により取扱品目及び卸売の業務に係る施設ごとに、品質管理の責任者及びその責務について次に掲げる事項を定め、品質管理の方法に関する届出書（様式第23号の2）により同条第2項の規定による届出をしなければならない。届出の内容を変更したときも、同様とする。

- (1) 荷受け段階の品質管理に関すること。
- (2) 施設の温度管理に関すること（温度管理機能を有する施設に限る。）。
- (3) 卸売場内での物品の取扱いに関すること。
- (4) 卸売場の衛生的な利用に関すること。
- (5) 取引後の速やかな物品の搬出に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、品質管理の徹底に関すること。

### 第4章 市場施設の使用

(市場施設の使用許可申請等)

**第40条** 条例第43条第1項又は第2項の規定により市場施設の使用について市長の許可を受けようとする者は、市場施設使用許可申請書（様式第24号）に施設見取図を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を許可したときは、市場施設使用許可書（様式第25号）を交付するものとする。

3 市場施設の使用許可の期間は、3年以内とする。

4 条例第43条第3項本文に規定する規則で定める市場施設の使用に係る保証金の額は、条例第49条第1項に規定する使用料の月額額の5倍に相当する金額とする。

(原状変更の承認申請)

**第41条** 条例第45条第1項の規定により市場施設の原状変更について市長の承認を受けようとする者は、市場施設原状変更承認申請書（様式第26号）に必要書類を添

えて市長に提出しなければならない。

(原状回復等の届出)

**第41条の2** 市場施設の利用者は、条例第45条第1項の規定により承認を受けた事項について、変更又は原状回復を行う場合は、市場施設原状変更承認に係る変更・原状回復届(様式第26号の2)に、必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(市場施設の返還)

**第42条** 条例第46条本文の規定により市場施設を返還しようとする者は、市場施設返還届出書(様式第27号)を市長に提出しなければならない。

(卸売業者市場使用料の率)

**第43条** 条例別表第3の1に規定する規則で定める青果市場に係る卸売業者市場使用料の率は、1,000分の2.5とする。

2 条例別表第3の2に規定する規則で定める水産市場に係る卸売業者市場使用料の率は、1,000分の2とする。

(使用料の徴収)

**第44条** 条例第49条第1項の規定により規則で定める市場施設使用料の徴収方法は、次の各号に掲げる使用料の区分に応じ、当該各号に定める期限までに市長の発行する納入通知書により徴収する。

(1) 卸売業者市場使用料 その月分を翌月末日

(2) 会議室使用料 使用許可の際

(3) 前2号以外の市場施設使用料 その月分をその月の末日又はその年度分を市長が別に指定するその年度内の日

(使用料を減免できる特別の理由)

**第45条** 条例第50条の規定により市場施設の使用料を減額し、又は免除するについて市長が特別の理由があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 国又は地方公共団体その他公共団体が公用又は公共の用に供するため使用するとき。

(2) 災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させるとき。

(3) 地震、火災等の災害によって使用施設の全部又は一部を使用できないとき。

(4) 市長が前3号に準ずる理由があると認めるとき。

2 市場施設使用料の減額又は免除を受けようとする者は、市場施設使用料減免申請書（様式第28号）を市長に提出しなければならない。

## 第5章 雑則

（揭示事項）

第46条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を市場内の揭示場に揭示するものとする。

- (1) 休業日に開場し、又は休業日以外の日を開場しないとき。
- (2) 開場の時間を変更するとき。
- (3) せり売又は入札の方法による卸売の販売開始時刻を変更するとき。
- (4) 買受人の承認をし、又はその承認を取り消したとき。
- (5) せり人の届出があったとき又はせり人の廃止の届出があったとき。
- (6) 付属営業を許可し、その業務を停止し、又はその許可を取り消したとき。
- (7) 条例第6条の6、第6条の7、第14条の2、第15条、第19条の3、第20条、第46条の3又は第47条の規定による処分をしたとき。
- (8) 市場に関する法令並びに条例及びこの規則に変更があったとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

## 附 則

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。
- 2 第6条の規定にかかわらず、昭和47年度及び昭和48年度における青果市場の卸売業者の保証金の額は、120万円とする。
- 3 小田原市魚市場条例施行規則（昭和43年小田原市規則第2号）は、廃止する。

## 附 則

この規則は、令和2年6月21日から施行する。

### 別表第1（第2条、第34条関係）

青果市場		水産市場	
類別	品目	類別	品目
豆加工品類	みそ加工品、納豆、豆腐 （パック入り）その他の	魚肉入加工品類	プレスハム、ウインナー、ハンバーグ、サラ



	豆加工品		ミ、ソーセージ、ぎょうざ、しゅうまい、春巻、コロッケ、メンチカツ、肉だんごその他の魚肉入加工品
海藻加工品類	干わかめ、干ひじき、うごその他の海草加工品	海藻加工品類	寒天加工品その他の海藻加工品
		豆加工品類	煮豆、納豆、豆腐（パック入り）、油揚げ、がんもどきその他の豆加工品
冷凍食品類	調理冷凍加工品	冷凍食品類	調理冷凍加工品その他の冷凍食品
その他	もち（真空包装）、酒かす、めん類、鳥卵類等	その他	おでんの種、うなぎのたれ、鳥卵加工品、てんぷら類、ホルモン焼、味つけ物、もち（真空包装）めん類、刺身用つま等

別表第2（第5条関係）

卸売業者の保証金の額

市場別	前年度の卸売金額	保証金の額
青果市場	20億円未満	120万円
	20億円以上40億円未満	150万円
	40億円以上	200万円
水産市	100億円未満	300万円

場	100億円以上150億円未満	400万円
	150億円以上200億円未満	500万円
	200億円以上	600万円

別表第3（第30条関係）

類別	品目
野菜類	かんしょ、ばれいしょ、かぼちゃ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、たまねぎ、まめもやし、かいわれだいこん、なめこ、えのきたけ、ひらたけ及びぶなしめじ並びに野菜の加工品
果物類	かんきつ類、りんご、かき、くり、パイナップル、バナナ、キウイフルーツ並びに冷凍果実及び果実の加工品
水産物類	冷凍鯨肉以外の冷凍水産物及び生鮮水産物の加工品（湯煮又は焼干ししたものを除く。）
加工食料品類	上記以外の加工食料品

様式第1号（第4条の2関係）

小田原市公設地方卸売市場卸売業務許可申請書

年 月 日

小田原市長 様

所在地

名 称

代表者の職氏名

㊞

電 話

小田原市公設地方卸売市場条例第6条の2の規定により、小田原市公設地方卸売市場における卸売の業務について許可を受けたいので、次のとおり申請します。

卸売業務の開始予定年月日	年 月 日
資本金又は出資の額	
役員 の 氏 名	
業 務 を 行 う 市 場	
取 扱 品 目	

**様式第1号の2**（第4条の2関係）

小田原市公設地方卸売市場卸売業務許可証

卸売市場の名称

所在地

名 称

代表者の職氏名

小田原市公設地方卸売市場条例第6条の2の規定により、卸売の業務を許可する。

年 月 日

**様式第1号の3**（第4条の2関係）

誓約書

年 月 日

小田原市長 様

所在地

名 称

代表者の職氏名

㊞

卸売市場関係法令、小田原市公設地方卸売市場条例及び小田原市公設地方卸売市場  
条例施行規則並びにこれらに基づく指導等に従い、誠実かつ公正に取引を行うこと  
を誓約します。

様式第1号の4 (第4条の3関係)

卸売業者に係る事業譲渡譲受認可申請書

年 月 日

小田原市長 様

譲渡人 所在地  
名 称  
代表者の職氏名 ㊟  
電 話  
譲受人 所在地  
名 称  
代表者の職氏名 ㊟  
電 話

小田原市公設地方卸売市場条例第6条の8第1項の規定により、小田原市公設地方卸売市場の卸売業者に係る事業の譲渡及び譲受けの認可を受けたいので、次のとおり申請します。

譲渡人に係る卸売業務の許可年月日	年 月 日
譲渡及び譲受けの予定年月日	年 月 日
譲渡及び譲受けをしようとする理由	
譲受人の資本金又は出資の額	
譲受人の役員の名	
業 務 を 行 う 市 場	
取 扱 品 目	

様式第1号の5 (第4条の3関係)

卸売業者に係る合併認可申請書

年 月 日

小田原市長 様

合併当事者

所在地

名 称

代表者の職氏名

㊟

電 話

合併後存続する法人又は合併により設立される法人

所在地

名 称

代表者の職氏名

㊟

電 話

小田原市公設地方卸売市場条例第6条の8第2項の規定により、小田原市公設地方卸売市場の卸売業者に係る合併について認可を受けたいので、次のとおり申請します。

合併当事者に係る卸売業務の許可年月日	年 月 日
合併の予定年月日	年 月 日
合併を必要とする理由	
合併後存続する法人又は合併により設立される法人の資本金又は出資の額	
合併後存続する法人又は合併により設立される法人の役員の名	
業務を行う市場	
取扱品目	

様式第1号の6 (第4条の3関係)

卸売業者に係る分割認可申請書

年 月 日

小田原市長 様

分割当事者

所在地

名 称

代表者職氏名

㊟

電 話

分割により卸売の業務を承継する法人

所在地

名 称

代表者職氏名

㊟

電 話

小田原市公設地方卸売市場条例第6条の8第2項の規定により、小田原市公設地方卸売市場の卸売業者に係る分割について認可を受けたいので、次のとおり申請します。

分割当事者に係る卸売業務の許可年月日	年 月 日
分割の予定年月日	年 月 日
分割を必要とする理由	
分割の種別、方法及び条件	(分割の種別：新規分割・吸収分割)
分割により卸売の業務を承継する法人の資本金又は出資の額	
分割により卸売の業務を承継する法人の役員の氏名	
業務を行う市場	
取扱品目	



様式第1号の7（第4条の4関係）

卸売業者法人名変更等届出書

年 月 日

小田原市長 様

所在地

名 称

代表者職氏名

㊟

電 話

を したので、小田原市公設地方卸売市場条例施行規則第4条の4第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更事項等

2 変更等の理由

3 変更等の年月日

様式第1号の8（第4条の5、第16条関係）

業務停止処分通知書

番 号  
年 月 日

様

小田原市長 印

小田原市公設地方卸売市場条例第 条第 項の規定により、次のとおりの業務の停止を命じます。

1 業務停止期間

2 業務停止の理由

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第1号の9（第4条の5、第12条、第16条関係）

入場停止処分通知書

番 号  
年 月 日

様

小田原市長 印

小田原市公設地方卸売市場条例第 条第 項の規定により、次のとおりの入場の停止を命じます。

1 入場停止期間

2 入場停止の理由

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第1号の10（第4条の6、第12条の2、第16条の2関係）

取消処分通知書

番 号  
年 月 日

様

小田原市長 印

小田原市公設地方卸売市場条例第 条第 項の規定により、次のとおり  
を取り消します。

取消の理由

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第1号の11（第9条関係）

卸売代行承認申請書

年 月 日

小田原市長 様

卸売業者名

㊟

小田原市公設地方卸売市場条例第11条の規定により、卸売の代行について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

業 務 を 行 う 市 場	
代 行 を さ せ よ う と す る 者	住 所
	氏 名
取 扱 品 目	
代行者が法人 である場合	資本金又は出資の額
	役 員 の 氏 名

様式第1号の12（第9条関係）

卸売代行承認書

番 号  
年 月 日

様

小田原市長 印

年 月 日付けで申請のあった卸売の代行については、次のとおり承認します。

- 1 卸売代行者  
住所  
氏名
- 2 承認年月日
- 3 その他（特記事項等があれば記載）

**様式第1号の13**（第9条の2関係）

卸売代行承認変更等届出書

年 月 日

小田原市長 様

卸売業者名 ㊟

小田原市公設地方卸売市場条例施行規則第9条の2の規定により、次のとおり提出  
します。

1 変更事項等

2 変更等の理由

3 変更等の年月日

※変更の場合は、変更事項等の欄に変更前と変更後が分かるように記載してくださ  
い。





様式第1号の15（第9条の4関係）

誓約書

年 月 日

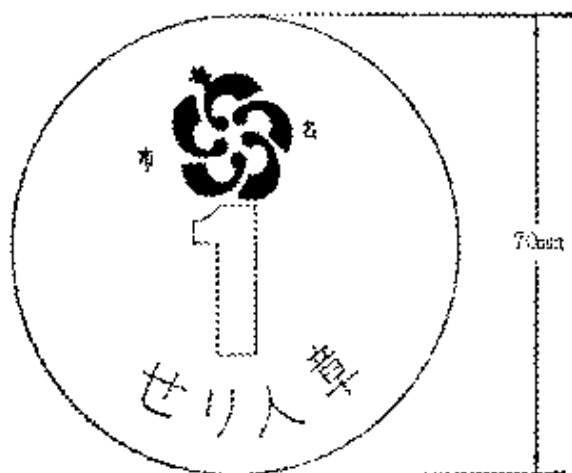
小田原市長 様

卸売業者名

㊟

せり人名簿に記載されているせり人が小田原市公設地方卸売市場条例第12条に規定する資格を有する者であることを誓約します。

様式第2号（第10条関係）



材質 プラスチック

地色 白色

字色 黒色

市章 赤色

様式第3号（第11条関係）

買受人承認申請書

年 月 日

小田原市長 様

住 所

商 号

氏名又は名称

（法人にあっては、代表者の氏名）

小田原市公設地方卸売市場条例第13条第1項の規定により、買受人の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

氏名又は名称（商号）	
住 所	
資本又は出資の額	
役 員 の 氏 名	
卸売を受ける市場	

- 備考 1 申請者が個人であるときは、資本又は出資の額及び役員の氏名の欄は記入しないでください。
- 2 支店で申請するときは、氏名又は名称の欄に支店名及び支店長名を、住所の欄に支店の所在地を記入してください。
- 3 申請者が法人であるときは、氏名又は名称及び住所の欄に当該法人のため常時売買に参加する者の氏名及び住所を記入してください。

様式第4号（第11条関係）

買受人承認書

番 号  
年 月 日

様

小田原市長 印

年 月 日付けで申請のあった買受人については、小田原市公設地方  
卸売市場条例施行規則第11条の規定により、次のとおり承認します。

承認を受ける買受人

買受人番号

住所

氏名

（※条件がある場合は、付与する。）

**様式第4号の2**（第11条の2関係）

買受人承認変更等届出書

年 月 日

小田原市長 様

住 所

商 号

氏名又は名称 ㊟

（法人にあつては、代表者の職氏名）

小田原市公設地方卸売市場条例施行規則第11条の2の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更事項等

2 変更等の理由

3 変更等の年月日

※変更の場合は、変更事項等の欄に変更前と変更後が分かるように記載してください。

様式第5号（第13条関係）

買受人補助者承認申請書

年 月 日

小田原市長 様

住 所

氏名又は名称 ㊦

（法人にあつては、代表者の職氏名）

小田原市公設地方卸売市場条例施行規則第13条第1項の規定により、買受人補助者の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

買 受 人 補 助 者	住 所
	氏 名
買 受 人 の 番 号	

様式第6号（第13条関係）

買受人補助者承認書

年 月 日

様

小田原市長

印

年 月 日付けで申請のあった買受人補助者については、小田原市公設地方卸売市場条例施行規則第13条第1項の規定により、次のとおり承認します。

承認を受ける買受人補助者

買受人補助者番号

住所

氏名

（※条件がある場合は、付与する。）

**様式第6号の2**（第13条の2関係）

買受人補助者承認変更等届出書

年 月 日

小田原市長 様

住 所

商 号

氏名又は名称 ㊟

（法人にあつては、代表者の職氏名）

小田原市公設地方卸売市場条例施行規則第13条の2の規定により、次のとおり提出します。

1 変更事項等

2 変更等の理由

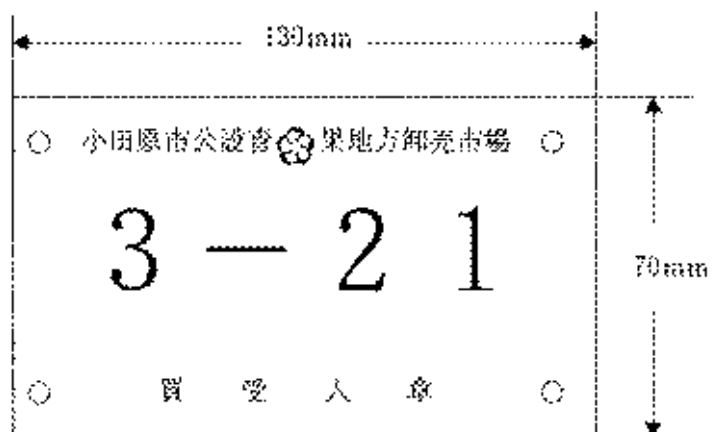
3 変更等の年月日

※変更の場合は、変更事項等の欄に変更前と変更後が分かるように記載してください。



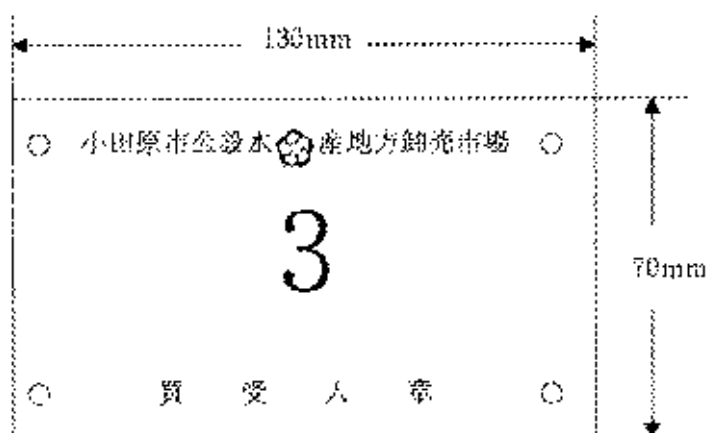
様式第7号（第14条関係）

1 青果市場



材 質 プラスチック  
地 色 黄色  
字 色 黒色  
数字色 黒色  
市 章 赤色

2 水産市場



材 質 プラスチック  
地 色 白色  
字 色 黒色  
数字色 黒色  
市 章 水色

様式第7号の2（第14条の2関係）

買受人及び買受人補助者承認等通知書

番 号  
年 月 日

様

小田原市長 印

次のとおり（買受人・買受人補助者）の をしたので通知します。

1 承認等を受ける買受人又は買受人補助者

買受人（補助者）番号

住所

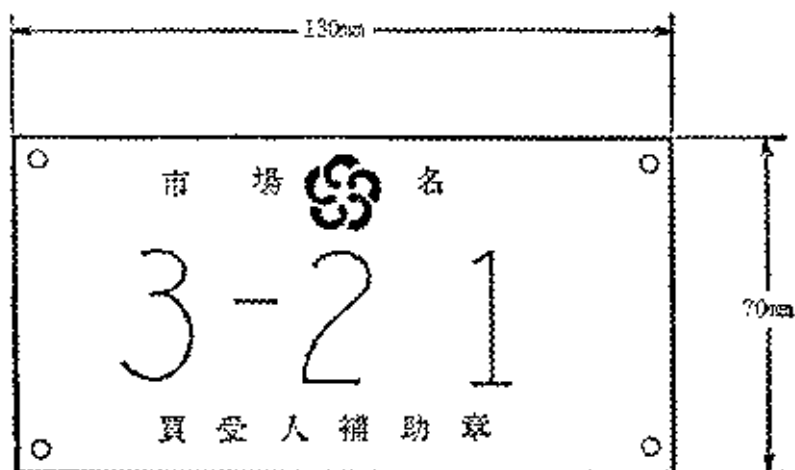
氏名

2 承認事項等

3 承認等の年月日

※変更の場合は、承認事項等の欄に変更前と変更後が分かるように記載し、変更が生じた理由も記載する。  
※条件がある場合は付与する。

様式第8号（第14条関係）



青果市場

材質 プラスチック

地色 白色

字色 黒色

数字色 黒色

市章 赤色

水産市場

材質 プラスチック

地色 白色

字色 黒色

数字色 赤色

市章 水色

様式第9号（第15条関係）

付 属 営 業 許 可 申 請 書

年 月 日

小田原市長 様

住 所

商 号

氏名又は名称

（法人にあっては、代表者の氏名）

小田原市公設地方卸売市場条例第17条の規定により、付属営業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

資本又は出資の額	
役員 の 氏 名	
業 務 を 行 う 市 場	
営 業 の 種 類 及 び 内 容	

備考 申請者が個人であるときは、資本又は出資の額及び役員 の 氏 名 の 欄 は 記 入 し ない ぐ だ さ い。

様式第10号（第15条関係）

付 属 営 業 許 可 書

番 号  
年 月 日

様

小田原市長 印

年 月 日付けで申請のあった付属営業については、小田原市公設  
地方卸売市場条例第17条の規定により、次の条件を付して許可します。

条 件

**様式第10号の2**（第15条の2関係）

付属営業変更等届出書

年 月 日

小田原市長 様

住 所

氏名又は名称 ㊟

（法人にあつては、代表者の職氏名）

を したので、小田原市公設地方卸売市場条例施行規則第  
15条の2の規定により、次のとおり提出します。

1 変更事項等

2 変更等の理由

3 変更等の年月日

備考 変更の場合は、変更事項等の欄に変更前と変更後が分かるように記載してく  
ださい。

様式第 1 1 号 削除

様式第12号（第30条関係）

市場外卸売（保管）場所指定申出書

年 月 日

小田原市長 様

卸売業者名 ㊟

小田原市公設地方卸売市場条例第24条第1項第1号の規定により、市場外卸売（保管）場所の指定を受けたいので、次のとおり申し出ます。

所在地	
施設の名称	
指定を必要とする期間	年 月 日から 年 月 日まで
物品の種類	
指定を必要とする理由	



様式第13号（第30条関係）

市場外卸売（保管）場所承認申請書

年 月 日

小田原市長 様

卸売業者名 ㊟

小田原市公設地方卸売市場条例第24条第1項第2号の規定により、市場外卸売（保管）場所の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

所 在 地	
施 設 の 名 称	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
物 品 の 種 類	

様式第13号の2 (第30条関係)

電子情報処理組織等を使用する卸売承認申請書

年 月 日

小田原市長 様

卸売業者名

小田原市公設地方卸売市場条例第24条第1項第3号の規定による電子情報処理組織等を使用する卸売の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

当該取引の対象となる物品	
取 引 方 法	
当該取引方法による卸売の数量の上限	
当該取引において卸売業者が提供する取引に係る情報の内容に関する事項	
実 施 期 間	
当該取引に参加する買受人の氏名又は名称	
市長が当該取引の内容の閲覧を行う際の方法	
市場外にある物品の卸売をしようとする理由	

様式第14号（第31条関係）

受 託 品 検 査 証

トラック  
年 月 日積 船 名  
貨車番号  
委託者名  
受託者名

品 名	
等 級 ・ 階 級	
総 出 荷 数 量	
損敗又は内容相違の数量	
損敗又は内容相違の程度	
損敗又は内容相違の原因 と認められる事項	
到 着 日 時	
確 認 日 時	

小田原市公設地方卸売市場条例第30条第1項の確認の結果、上記に相違ないことを証明します。

年 月 日

小田原市長

印

様式第15号（第33条関係）

卸売予定数量報告書

年 月 日

小田原市長 様

卸売業者名 印

小田原市公設地方卸売市場条例第34条第1項の規定により、次のとおり報告します。

月 日分

品 名	産 地	卸 売 予 定 数 量

様式第 16号 削除

様式第17号 (第33条関係)

売 上 高 日 計 表

年 月 日

小田原市長 様

卸売業者名 ㊞

小田原市公設地方卸売市場条例第34条第2項の規定により、次のとおり報告します。

月 日分  
総 括

種 類	数 量	金 額
合 計		

内 訳

品 名	数 量	金 額	備 考

様式第18号 (第33条関係)

主要品目販売価格報告書

年 月 日

小田原市長 様

卸売業者名 ㊟

小田原市公設地方卸売市場条例第34条第2項の規定により、次のとおり報告します。

年 月 日 ( 曜日 ) ( 天候 ) 卸売数量

(市況)

品名	産地	数量	販売値段		
			高値	中値	安値

様式第19号（第33条関係）

売上高月計表（ 月分）

年 月 日

小田原市長 様

卸売業者名 ㊞

小田原市公設地方卸売市場条例第34条第3項の規定により、次のとおり報告します。

総括

種類	数量	金額	備考
合計			

内訳

品名	数量	金額	備考



様式第19号の2 (第34条関係)

委託手数料受領額報告書 ( 月分)

年 月 日

小田原市長 様

卸売業者名 ㊤

小田原市公設地方卸売市場条例施行規則第34条第2項の規定により、次のとおり報告します。

取 扱 品 目	販 売 金 額	定 率	受 領 額

備考 上記の内容を別紙として取りまとめてもよい。

様式第20号（第35条関係）

売買仕切金前渡し等承認申請書

年 月 日

小田原市長 様

卸売業者名 ㊟

小田原市公設地方卸売市場条例第38条第1項の規定により、売買仕切金の前渡し等について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

出荷者の氏名又は名称	
出荷者の住所	
支出金額	
支出限度額	
支出区分	
支出する期日又は期間	
支出条件	
決済方法	
決済期日	
備考	

(注) 備考欄には、当該出荷者の前年度取扱実績額等を記入してください。

様式第21号（第36条関係）

出荷奨励金交付承認申請書

年 月 日

小田原市長 様

卸売業者名 ㊞

小田原市公設地方卸売市場条例第39条第1項の規定により、出荷奨励金の交付について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

出荷者の氏名又は名称	
出荷者の住所	
対象品目	
交付基準	
交付率	
交付金額	
交付理由	
交付期間	
備考	

（注）備考欄には、当該出荷者の前年度取扱実績額等を記入してください。

様式第 2 2 号 削除

様式第23号（第39条関係）

完納奨励金交付承認申請書

年 月 日

小田原市長 様

卸売業者名 ㊞

小田原市公設地方卸売市場条例第42条第1項の規定により、完納奨励金の交付について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

相手方の氏名又は名称	
相手方の住所	
交付基準	
交付率	
交付金額	
交付理由	
交付期間	
交付条件	

様式第23号の2（第39条の2関係）

品質管理の方法に関する届出書

年 月 日

小田原市長 様

卸売業者名

印

小田原市公設地方卸売市場条例第42条の2第2項の規定により品質管理の方法について、次のとおり届け出ます。

施 設 名		
取 扱 品 目		
品質管理 の責任者	氏 名	
	役 職 名	
品質管理の責任者の 責務に関する事項		

様式第24号（第40条関係）

市場施設使用許可申請書

年 月 日

小田原市長 様

住 所

氏名又は名称

（法人にあつては、代表者の氏名）

小田原市公設地方卸売市場条例第43条の規定により、市場施設の使用について許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用施設の種類	
使用面積	
使用目的	
使用期間	
その他	

様式第25号（第40条関係）

市場施設使用許可書

番 号  
年 月 日

様

小田原市長 印

年 月 日付けで申請のあった市場施設の使用については、小田原市公設地方卸売市場条例第43条の規定により、次のとおり許可します。

使用施設の種類	
使用面積	
使用目的	
使用期間	
その他	



様式第26号（第41条関係）

市場施設原状変更承認申請書

年 月 日

小田原市長 様

住 所

氏名又は名称

（法人にあっては、代表者の氏名）

小田原市公設地方卸売市場条例第45条第1項の規定により、市場施設の原状変更について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

使 用 施 設 名	
原 状 変 更 の 理 由	
原 状 変 更 の 内 容	

添付書類 設計書

様式第26号の2 (第41条の2関係)

市場施設原状変更承認に係る変更・原状回復届

年 月 日

小田原市長 様

住 所

商 号

氏名又は名称 ㊟

(法人にあつては、代表者の職氏名)

小田原市公設地方卸売市場条例第45条第1項の規定により承認を受けた事項につき変更・原状回復が生じたので、次のとおり届け出ます。

使 用 施 設 名	
変 更 ・ 原 状 回 復 し た 事 項	
変 更 ・ 原 状 回 復 の 内 容 及 び 理 由	
備 考	

様式第27号（第42条関係）

市場施設返還届出書

年 月 日

小田原市長 様

住 所

氏名又は名称



（法人にあっては、代表者の氏名）

小田原市公設地方卸売市場条例施行規則第42条の規定により、次のとおり届け出ます。

返 還 する 市 場 施 設	
返 還 する 市 場 施 設 の 面 積	
返 還 期 日	
返 還 理 由	

様式第28号（第45条関係）

市場施設使用料減免申請書

年 月 日

小田原市長 様

住 所

氏名又は名称

（法人にあっては、代表者の氏名）

小田原市公設地方卸売市場条例第50条の規定により、使用料の減額・免除を受けたいので、次のとおり申請します。

使用料の種類別	
減額・免除を受けようとする市場施設の面積	
規定使用料	
減額・免除の割合	
減額・免除を受けようとする理由	